

京都市土地改良事業補助金交付規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第110号

京都市土地改良事業補助金交付規則の一部を改正する規則

京都市土地改良事業補助金交付規則の一部を次のように改正する。

「  
別表備考以外の部分中 

生産緑地事業	75
--------	----

  
」

「  
を 

生産緑地事業	50
--------	----

 に改める。  
」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市土地改良事業補助金交付規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

(産業観光局農林振興室農林企画課)